

# 調 査 票

番 号	1 - 1 1 - 2
-----	----------------

所管府省名	農林水産省
-------	-------

独立行政法人名 (HPアドレス)	独立行政法人農林水産消費安全技術センター ( <a href="http://www.famic.go.jp/">http://www.famic.go.jp/</a> )	特定・非特定の別	特定
---------------------	---	----------	----

(旧 独立行政法人農林水産消費技術センター)

農林水産消費安全技術センターは、農林水産消費技術センターを存続法人として、19年4月1日に肥飼料検査所、農薬検査所を統合して設立した法人のため、1 - 1と1 - 2を一連の法人として整理した。

## 1 組織名及び職員数等

	組 織 名	職員数(役員を除く)	
		常 勤	非常勤
移行前(発足時の前日)	農林水産省農林水産消費技術センター	457人	7人
	プロパー職員数(注1)	428人	7人
	所管官庁からの出向者数	28人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	その他(育児休業等職員の代替職員)	1人	0人
発足時 (平成13年4月1日現在)	独立行政法人農林水産消費技術センター	454人	2人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数(注2)	413人	2人
	所管官庁からの出向者数	27人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	13人	0人
	その他(他の独法からの出向)	1人	0人
平成14年4月1日現在	同上	455人	4人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数(注3)	398人	1人
	所管官庁からの出向者数	30人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	24人	3人
	その他(他の独法からの出向)	1人	0人
平成15年4月1日現在	同上	452人	6人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数(注4)	378人	2人
	所管官庁からの出向者数	30人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	41人	4人
	その他(他の独法からの出向)	1人	0人
平成16年4月1日現在	同上	512人	3人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数(注5)	372人	1人
	所管官庁からの出向者数	80人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	1人	0人
	移行後の採用者数	51人	2人
	その他(他の独法からの出向)	8人	0人
平成17年4月1日現在	同上	498人	3人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数(注6)	351人	2人
	所管官庁からの出向者数	70人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	65人	1人
	その他(他の独法からの出向)	11人	0人
平成18年4月1日現在	同上	475人	3人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数(注7)	340人	2人
	所管官庁からの出向者数	51人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	75人	1人
	その他(他の独法からの出向)	9人	0人

平成19年4月1日現在	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	690人	1人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数(注8)	442人	1人
	所管官庁からの出向者数(注9)	110人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数(注10)	135人	0人
	その他(他の独法からの出向)	1人	0人
	その他(育児休業等職員の代替職員)	2人	0人
	A うち旧独立行政法人農林水産消費技術センター(注11)	504人	1人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	327人	1人
	所管官庁からの出向者数	87人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	88人	0人
	その他(他の独法からの出向)	1人	0人
	その他(育児休業職員の代替職員)	1人	0人
	B うち旧独立行政法人肥飼料検査所	125人	0人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	70人	0人
	所管官庁からの出向者数	18人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	36人	0人
	その他(他の独法からの出向)	0人	0人
	その他(育児休業職員の代替職員)	1人	0人
	C うち旧独立行政法人農薬検査所	61人	0人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	45人	0人
	所管官庁からの出向者数	5人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	11人	0人
	その他()	0人	0人
備考:(注1) うち育児休業者等(4名)を含む。 (注2) うち育児休業者(1名)を含む。 (注3) うち育児休業者等(2名)を含む。 (注4) うち育児休業者等(3名)を含む。 (注5) うち育児休業者等(2名)を含む。 (注6) うち育児休業者等(2名)を含む。 (注7) うち育児休業者等(2名)を含む。 (注8) うち育児休業者等(4名)を含む。 (注9) うち退職者(1名)を含む。 (注10) うち育児休業者(1名)を含む。 (注11) 総務部門については旧法人ごとに区分することが困難であるため、旧肥飼料検査所及び旧農薬検査所の総務部門の職員数をA うち旧農林水産消費技術センターの欄にまとめて記載した。			

## 2 指定職又は役員数等

	役員数等	
	常勤	非常勤
移行前(発足時の前日)	0人	0人
発足時(平成13年4月1日現在) (農林水産消費技術センター)	3人	1人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成14年4月1日現在 (農林水産消費技術センター)	3人	1人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成15年4月1日現在 (農林水産消費技術センター)	3人	1人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成16年4月1日現在 (農林水産消費技術センター)	3人	1人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成17年4月1日現在 (農林水産消費技術センター)	3人	1人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成18年4月1日現在 (農林水産消費技術センター)	3人	1人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成19年4月1日現在 (農林水産消費安全技術センター)	5人	1人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
備考:平成19年4月1日に旧肥飼料検査所及び旧農薬検査所を統合し、農林水産消費安全技術センターへ移行。		

### 3 指定職・役員給与総額及び個人別給与年額

指 定 職 ・ 役 員 の 給 与 総 額	
支 給 年 度	報 酬 総 額
移行前の最終1年度間 (平成12年度)	-
発足時(平成13年度:平成13年4月～14年3月)	38,073千円
平成14年度	38,963千円
平成15年度	36,592千円
平成16年度	37,719千円
平成17年度	36,383千円
平成18年度	37,309千円
備考 (注1) 役員は、非常勤を含む。 (注2) ガイドラインに基づく給与水準公表資料に記載されている額を記載。 ただし、14年度以前は、ガイドラインに基づく給与水準の公表が行われていないので財務諸表の附属明細書に記載されている額を記載。	

指 定 職 ・ 役 員 個 人 別 の 給 与 年 額		
支 給 年 度	役 職 名	報 酬 年 額
移行前の最終1年度間(平成12年度)	-	-
発足時(平成13年4月～14年3月)	理事長	未公表のため記載せず
	理事	未公表のため記載せず
	監事	未公表のため記載せず
	監事(非常勤)	未公表のため記載せず
平成14年度	理事長	未公表のため記載せず
	理事	未公表のため記載せず
	監事	未公表のため記載せず
	監事(非常勤)	未公表のため記載せず
平成15年度	理事長	14,712千円
	理事	11,431千円
	監事	10,097千円
	監事(非常勤)	352千円
平成16年度	理事長	14,637千円
	理事	12,057千円
	監事	10,676千円
	監事(非常勤)	349千円
平成17年度	理事長	13,143千円
	理事	12,233千円
	監事	10,659千円
	監事(非常勤)	348千円
平成18年度	理事長	14,393千円
	理事	12,033千円
	監事	10,535千円
	監事(非常勤)	348千円
平成19年度(4月～9月までの6カ月分)	理事長	6,728千円
	理事(3人)	17,782千円
	監事	5,426千円
	監事(非常勤)	162千円
備考 (注1) 役員は、非常勤を含む。 (注2) ガイドラインに基づく給与水準公表資料に記載されている額を記載。		

#### 4 役員氏名等

(平成19年4月1日現在)

氏名	公務員 経験	独法等 役員経験	役職名	就任年月日	就任時年齢
経歴					
兼職先			役職名	常勤・非常勤	有給・無給
山口 勇	-	-	理事長	H17.4.1	63歳
平成12年8月31日(特)理化学研究所主任研究員 退職 平成17年4月1日(独)農薬検査所理事長					
-			-	-	-
戸谷 亨		-	理事(総合調整・食品等検査担当)	H17.4.1	52歳
昭和50年農林省入省 東京農林水産消費技術センター所長、総合食料局消費生活課長、九州農政局次長、生産局付、(独)農畜産業振興機構総括調整役、消費・安全局付 平成17年3月18日退職 平成17年4月1日(独)農林水産消費技術センター理事長					
(財)すかいらーくフードサイエンス研究所			評議員	非常勤	無給
杉浦 勝明		-	理事(評価・肥飼料検査担当)	H19.4.1	51歳
昭和53年農林省入省 生産局畜産部衛生課国際衛生対策室長、内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長 消費・安全局畜産安全管理課長 平成19年3月31日退職(現役出向)					
-			-	-	-
阪本 剛	-	-	理事(農薬検査担当)	H19.4.1	57歳
(独)農薬検査所検査部長 (独)農林水産消費技術センター付 平成19年3月31日退職					
-			-	-	-
本多 一郎	-	-	監事	H19.4.1	54歳
生産局総務課予算調整官 平成19年3月31日退職(現役出向)					
-			-	-	-
碓井 憲男	-	-	監事(非常勤)	H19.4.1	59歳
税理士法人あさひ会計事務所(現職)					
税理士法人あさひ会計事務所			公認会計士	常勤	有給

5 退職金支給総額等	引き続き調査中
------------	---------

6 独立行政法人評価委員	引き続き調査中
--------------	---------

## 14 中期計画の数値目標等

計画期間	第1期 平成13年度～17年度
中期計画に定められた数値目標一覧	
<p>中期目標の期間中に既存の残留農薬の調査分析に要する時間を10%削減する。</p> <p>新たに品質表示が義務付けられた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品に対する各事業年度の検査件数の割合を50%以上とする。</p> <p>中期目標期間中に従来から品質表示基準が定められている加工食品に係る検査分析時間を10%削減する。</p> <p>中期目標期間中の5年間で管理運営費のうち用紙代を10%削減する。</p> <p>各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p> <p>食生活指針の普及啓発を中心とした講習会を中期目標の期間中に各都道府県で1回以上開催する。</p> <p>地方公共団体による食品等に関する消費者苦情相談等への適切な対応を支援するための研修会を各事業年度に16回以上開催する。</p> <p>食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を各事業年度4回以上開催する。(平成15年度追加)</p> <p>JAS規格の定期見直しに係る調査分析において1規格当たり概ね20件以上の市販品調査を行う。</p> <p>個別の品目について定められている品質表示基準の見直しに係る調査分析において、1基準当たり概ね20件以上の市販品調査を行う。(平成15年度追加)</p> <p>広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行する。</p> <p>電子メールマガジンを年12回以上発信する。(平成15年度追加)</p> <p>講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施するとともに、顧客満足度は5段階評価で中期目標の各事業年度を通じて3.5以上を目標とする。</p> <p>提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資する方策について、消費者等外部の有識者を含めて各事業年度に1回以上検討を行う。</p> <p>生鮮食品の原産地表示等の店舗調査を各事業年度6,000店舗以上実施する。(平成15年度以降削除)</p> <p>生鮮食品の産地等の確認のため買上検査を各事業年度300件以上行う。</p> <p>加工食品の品質表示基準の検査について、各事業年度に5,000件以上実施する。</p> <p>遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査について、各事業年度に300件以上実施する。</p> <p>登録格付機関に対する技術上の調査を全機関について各事業年度に1回以上行う。</p> <p>登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について各事業年度に1回以上行う。</p> <p>(財)日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員補の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。</p> <p>職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。</p> <p>登録認定機関等の技術上の調査に当たっては、調査要請受理後30日以内に農林水産省に報告する。</p> <p>認定製造業者等に対する調査を各事業年度に350件以上行う。</p> <p>JAS製品の検査については、各事業年度に700件以上実施する。</p> <p>製造業者等に対する指導に活用するためのマニュアルを、中期目標の期間中に10品目以上について作成する。</p> <p>調査研究の成果の公開発表会を各事業年度に1回開催する。</p> <p>調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について、外部の専門家を含めて各事業年度において1回以上検討を行う。</p> <p>立入検査結果の報告を立入検査実施後3日以内に行う。</p> <p>期末の常勤職員数を期初の109%(増員分を除外した場合にあっては、合理化減を図ることにより95%)とする。</p> <p>専門的知識を有する職員及び試験研究機関の研究者等の学識経験者を講師とした分析技術に関する研修を各事業年度に10回以上開催する。</p>	

先進的な分析技術を有する試験研究機関及び高度な分析技術を有する検査機関等への中長期の職員派遣研修を各事業年度に10回以上開催する。

実験室間精度管理を各事業年度に5回以上実施する。

	達成状況	評価結果
発足時(平成13年4月～14年3月)	中期計画に定められた数値目標のうち、以下の目標以外は達成。	達成した目標は全てa評価
	生鮮食品の産地確認等のための店舗調査	b評価:目標6,000店舗に対して5,761店舗(96%)の実施であった。
	調査要請受理後30日以内の農林水産省への報告	c評価:目標達成は99件中48件(48%)であった。
	立入検査結果の報告期間(3日以内)	c評価:目標達成は27件中6件(22%)であった。
平成14年度	中期計画に定められた数値目標のうち、以下の目標以外は達成。	達成した目標は全てa評価
	立入検査結果の報告期間(3日以内)	c評価:目標達成は36件中12件(33%)であった。
平成15年度	中期計画に定められた数値目標のうち、以下の目標以外は達成。	達成した目標は全てa評価
	立入検査結果の報告期間(3日以内)	b評価:目標達成は3件中2件(67%)であった。
平成16年度	中期計画に定められた数値目標は全て達成。	全てa評価
平成17年度	中期計画に定められた数値目標のうち、以下の目標以外は達成。	達成した目標は全てa評価
	食生活指針の普及啓発講習会の開催(中期目標の期間中に各都道府県で1回以上)	b評価:10都道府県以上で開催するという評価指標に対して9道府県(90%)の開催であった。なお、当該指標に係る中期目標は達成している。

計画期間	第2期 平成18年度～22年度
中期計画に定められた数値目標一覧	
<p>[平成18年度：農林水産消費技術センター(統合前)]</p> <p>中期目標期間中に検査業務に従事する職員比率を5ポイント増加させる。</p> <p>中期目標期間中に食品表示監視業務に係る検査に要する時間を10%削減する。</p> <p>表示の真正性確認に係る調査研究の課題の比率を全体の80%以上とする。</p> <p>中期目標期間中に登録認定機関に対する技術上の調査に係る報告の目標期間を10%削減する。</p> <p>中期目標期間中にリスク管理のための有害物質の分析業務に係る分析に要する時間を10%削減する。</p> <p>各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%抑制する。</p> <p>各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で業務経費を1%抑制する。</p> <p>今後5年間に於いて、人件費を5%以上削減する。</p> <p>食品表示の真正性の検査を毎年度6,000件以上行う。</p> <p>食品表示監視業務に係る立入検査等の結果を立入検査等終了後、3業務日以内に報告する。</p> <p>消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な検査を毎年度4回以上行う。</p> <p>遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査を毎年度500件以上行う。</p> <p>食品の産地表示に関する検査を毎年度600件以上行う。</p> <p>登録認定機関に対する技術上の調査について、目標期間(30業務日)内に結果を報告する。</p> <p>登録認定機関に対する定期的調査を全対象機関について毎年度1回以上行う。</p> <p>ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を毎年度4名程度養成する。</p> <p>ISO/IEC17011等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。</p> <p>JAS製品の検査を各年度700件以上行う。</p> <p>認定事業者に対する調査を各年度350件以上行う。</p> <p>登録認定機関及び認定事業者に対する立入検査等の結果を立入検査等終了後、3業務日以内に報告する。</p> <p>登録格付機関に対する定期的調査を全対象機関について毎年度1回以上行う。</p> <p>登録格付機関及び認定事業者に対する立入検査等の結果を立入検査等終了後、3業務日以内に報告する。</p> <p>JAS規格の見直しに係る市販品検査を1規格当たり概ね20件以上行う。</p> <p>品質表示基準の見直しに係る市販品検査を1基準当たり概ね20件以上行う。</p> <p>調査研究を毎年度20課題以上実施する。</p> <p>調査研究の成果の公開発表会を各年度1回以上開催する。</p> <p>メールマガジンを毎年度36回以上発信する。</p> <p>広報誌を毎年度6回以上発信する。</p> <p>センターが有する専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を毎年度30回以上開催する。</p> <p>情報提供業務に係る顧客満足度について、5段階評価で中期目標の各年度を通じて3.5以上の顧客満足度を目標とする。</p> <p>自己収入(格付業務に係る収入を除く。)について、毎年度1%以上の増額を図る。</p> <p>分析技術に関する研修を毎年度20回以上行う。</p> <p>実験室間精度管理を毎年度に5回以上実施する。</p>	

【平成19年度～：農林水産消費安全技術センター（統合後）】

内部監査員研修を毎事業年度1回以上実施する。

一般管理部門の要員が全体に占める割合を中期目標期間中に3ポイント程度低下させる。

検査等業務に従事する要員が全体に占める割合を中期目標期間中に2ポイント程度向上させる。

各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対事業前年度比で一般管理費を3%抑制する。

各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前事業年度比で業務経費を1%抑制する。

統合メリットの発揮による一般管理費の抑制について、中期目標の期間中に10%相当額の抑制を行う。

今後5年間において、人件費を5%以上削減する。

肥料の新規登録申請に係る調査結果の報告に要する期間を中期目標期間中に5%削減する。

肥料の検査において成分1点当たりにより要する分析時間を中期目標期間中に5%削減する。

有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者の全体の立入検査事業場数に占める割合を中期目標期間中に30%増加させる。

有害成分を含むおそれの高い肥料の全体の収去点数に占める割合を中期目標期間中に50%増加させる。

有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減する。

有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数及び収去点数を中期目標期間中にそれぞれ30%、50%以上増加させる。

肥料の立入検査結果の報告に係る目標期間を中期目標期間中に10%削減する。

業務運営の効率化に関する目標として、農薬の登録申請に係る検査期間を中期目標期間中に5%程度短縮する。具体的には次の目標理期間内に検査を完了させる。

(a:基準の設定が必要な農薬の検査1年4か月以内、b:a以外の農薬の検査10.5か月以内)

飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査に従事する職員1人当たりの試験成分点数を中期目標期間中に5%増加させる。

飼料等の立入検査等を年間600箇所以上実施する。

飼料等の立入検査等の結果及び収去品の試験結果の報告期間を中期目標期間中に5業務日短縮する。

土壌改良資材の集取品1点当たりにより要する試験時間を中期目標期間中に約10%削減する。

土壌改良資材の立入検査結果の報告期間をVA菌根菌資材を除き、中期目標期間中に30業務日に短縮する。

食品表示監視業務に係る検査に要する時間を中期目標期間中に10%削減する。

表示の真正性確認に係る調査研究の課題の比率を全体の80%以上とする。

登録認定機関に対する技術上の調査に係る報告に係る目標期間を中期目標期間中に10%削減する。

リスク管理のための有害物質の分析業務に係る分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減する。

食の安全と消費者の信頼の確保の観点から特に必要な課題を中期目標期間中に8課題設定・検討し、結論を得る。

検査等業務の結果等を30営業日以内にデータベース化する。

検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回以上開催する。

メールマガジンの配信先を中期目標期間中に10%増加させる。

メールマガジンを毎事業年度36回以上発信する。

広報誌を毎事業年度6回以上発信する。

センターが有する専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を毎年度30回以上開催する。

情報提供業務に係る顧客満足度について、5段階評価で中期目標の各年度を通じて3.5以上の顧客満足度を目標とする。

肥料の登録情報を登録後30業務日以内にデータベース化する。

肥料の法令又は検査技術等に関する研修及び講師派遣を毎事業年度20回以上実施する。

飼料の法令又は試験技術等に関する研修を毎事業年度10回以上実施する。

飼料製造管理者講習会を2年に1回以上実施する。



実験室間精度管理を毎事業年度5回以上実施する。

分析方法の開発又は改良を中期目標期間中に30課題以上実施する。

分析技術に関する研修を毎事業年度20回以上行う。

技能試験を毎事業年度5回以上実施する。

肥料の登録等の申請者に対するアンケートを実施し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成する。

仮登録肥料に係る肥効試験の結果を原則として1年以内に取りまとめる。

肥料の収去品の検査に係る成分の内容に応じて標準処理期間を中期目標期間中にそれぞれ10%削減する。(人畜に有害な成分:10業務日、その他の有害な成分:20業務日、有害な成分以外の成分:30業務日)

肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託を標準処理期間内に処理する。

(標準処理期間:化学分析30業務日、ダイオキシン類分析60業務日、栽培試験90業務日、鑑定20業務日)

肥料の安全性規格基準等の改正に資するための調査研究課題を中心に調査を行い、中期目標期間中に3課題の調査結果を公表し農林水産省に報告する。

肥料の標準試料を2年に1回作成し、申請を受理した日から7業務日以内に配布する。

農薬GLP適合確認について、査察実施後、6週間以内に査察結果を農林水産省に報告する。

農薬GLP適合確認について、査察実施後、3週間以内に査察結果の評価を行う。

農薬に関する調査研究課題のうち、OECDテストガイドライン及び残留農薬基準等に関する研究課題が全調査研究経費に占める割合を80%以上とする。

農薬の集取又は立入検査実施後、検査結果を農林水産大臣に1か月以内に報告する。

飼料及び飼料添加物の分析法の開発又は改良を中期目標期間中に30件以上実施する。

農林水産省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行い、申請を受理した日から7業務日以内に配布する。

飼料添加物の検定及び表示に関する業務について、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。

飼料の検定実績のある登録検定機関に対して毎事業年度1回調査する。

飼料の登録検定機関を対象として共通試料による共同試験を年1回実施する。

特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査を50業務日以内に終了する。

規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査を40業務日以内に終了する。

飼料及び飼料添加物の依頼分析を標準処理期間内に適切に処理する。

(標準処理期間:化学分析、生物分析30業務日、ダイオキシン類分析60業務日)

飼料等の立入検査等の結果を農林水産大臣に30業務日以内に報告する。

飼料等の収去品の試験結果を農林水産大臣に20業務日以内に報告する。

土壌改良資材及びその原料の試験の受託を標準処理期間内に処理する。

(標準処理期間:一般試験30業務日、VA菌根菌資材試験60業務日)

食品表示の真正性の検査を毎事業年度6,000件以上行う。

食品表示監視業務に係る立入検査等の結果を立入検査等終了後、3業務日以内に報告する。

消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な検査を毎事業年度4回以上行う。

遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査を毎事業年度500件以上行う。

食品の産地表示に関する検査を毎事業年度600件以上行う。

登録認定機関に対する技術上の調査について、目標期間(30業務日)内に結果を報告する。

登録認定機関に対する定期的調査を全対象機関について毎事業年度1回以上行う。

ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を毎事業年度4名程度養成する。

ISO/IEC17011等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。

JAS製品の検査を毎事業年度700件以上行う。

認定事業者に対する調査を毎事業年度350件以上行う。

登録認定機関及び認定事業者に対する立入検査等の結果を立入検査等終了後、3業務日以内に報告する。

登録格付機関に対する定期的調査を全対象機関について毎事業年度1回以上行う。  
 登録格付機関及び認定事業者に対する立入検査等の結果を立入検査等終了後、3業務日以内に報告する。  
 JAS規格の見直しに係る市販品検査を1規格当たり概ね20件以上行う。  
 品質表示基準の見直しに係る市販品検査を1基準当たり概ね20件以上行う。  
 農林物資の検査技術に関する調査研究を毎事業年度20課題以上実施する。  
 農林物資の検査技術に関する調査研究の成果の公開発表会を毎事業年度1回以上開催する。  
 有害物質の分析について、中期目標期間中に生産現場等におけるリスク低減対策の観点から必要な課題等を4課題以上のテーマを設定して実施する。  
 自己収入(JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、毎事業年度1%以上の増額を図る。

	達成状況	評価結果
平成18年度	中期計画に定められた数値目標のうち、以下の目標以外は達成。	達成した目標は全てa評価
	食品表示監視業務に係る立入検査等結果の報告期間(3業務日以内)	b評価:目標達成は117件中104件(89%)であった。
	認定事業者に対する調査(350件以上)	b評価:目標350件に対して287件(82%)の実施であった。
平成19年度	なし	なし

#### 15 中期計画期間における特筆すべき研究あるいは業務の成果

<p>【第1期:平成13年度～17年度】</p> <p>平成13事業年度に調査研究業務として実施した「遺伝子組換えの大豆及びとうもろこしの定量分析技術の開発」は、単年度で中期目標・計画の達成に向け著しい進捗があり、また、日本食品衛生学会奨励賞を受賞したことから、農林水産省独立行政法人評価委員会において特に優れていると評価された。</p> <p>平成17事業年度に独立行政法人として初めてISO/IEC17025の認定を取得(対象範囲:しょうゆのアルコール分に係る依頼検査)し、分析試験所としての技術能力及びその管理運営が国際標準に適合していることが対外的にも認められていることから、特段の成果が得られていると評価された。</p>
<p>【第2期:平成18年度～22年度】</p> <p>平成18事業年度に遺伝子組換え食品の分析としては我が国として初めてISO/IEC17025の認定を取得し、分析試験所としての技術能力及びその管理運営が国際標準に適合していることが対外的にも認められていることから、特段の成果が得られていると評価された。</p>

16 平成18年度における支出の概要	引き続き調査中
17 行政組織から独立行政法人への再就職	引き続き調査中
18 独立行政法人から他の法人への再就職	引き続き調査中
19 出資法人一覧	引き続き調査中
20 平成18年度における売却資産等の概要 (1)有価証券 (2)固定資産	引き続き調査中